

令和 7 年度保育所等主食・副食費無償化事業の概要

1 趣旨

食料品等の価格高騰の影響を踏まえ、保育所等に通う児童の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者が負担すべき保育所等の令和 7 年度主食費及び副食費を無償化します。

2 対象児童

本市の住民基本台帳に記録され、市内に居住し、かつ、本市で教育・保育給付認定を受け、令和 7 年度内に保育所等を利用する児童

(注)「保育所等」とは、次の施設をいいます。

- (1) 公立保育所
- (2) 私立保育所（認可外施設を除く。）
- (3) 認定こども園
- (4) 地域型保育事業所
- (5) 幼稚園

3 無償化の対象額

- (1) 対象児童が 3 歳以上児である場合（1 号認定の 2 歳児を含む。）

ア 主食費 月額 800 円

イ 副食費 月額 4,500 円

月々の徴収額がこの金額を超える場合、いずれも差額は自己負担となります。

なお、主食費を入所先から徴収されていない方（＝白米を持参している方）にも、月額 800 円を補助します。

- (2) 対象児童が 3 歳未満児である場合

本市が決定した対象児童の令和 7 年度保育所利用料(保育料)のうち、月額の 12%相当額（10 円未満切上げ）

4 対応方法

- (1) **対象児童が 3 歳以上児である場合（1 号認定の 2 歳児を含む。）**

ア 本市に主食・副食費を納付している方

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間は、主食・副食費を徴収しません。

イ 入所している保育所等又は入所先の自治体に主食・副食費を納付している方

保護者からの申請に基づき、入所月数等に応じて補助金（保育所等主食・副食費価格高騰対策補助金）を交付します。

対象の保護者には、令和 7 年 12 月頃、市から個別に案内を送付しますが、主食費については月額 800 円、副食費については月額 4,500 円の定額制とし、入所月数（支給認定期間）が 1 月に満たない月は補助の対象から除きます。

なお、補助金の支払は、令和 8 年 4 月から 5 月を予定しています。

- (2) **対象児童が 3 歳未満児である場合**

補助金としての対応ではなく、当該相当額を主食・副食費とみなし、あらかじめ保育料を 12%減額します。